

伊予市勢要覧作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

伊予市が有する自然、歴史、文化等の情報や市の市政及び現況を、総合的に分かりやすく紹介することができる市勢要覧の作成に当たり、公募型プロポーザル方式により 企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 伊予市勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「伊予市勢要覧作成業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで
- (4) 納品場所 伊予市総務部総務課
- (5) 委託上限額 3,210,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

伊予市において実施するプレゼンテーション等に参加できる者は、次の要件のうち第 1 号から第 7 号までのいずれにも該当する者であって、かつ、第 8 号又は第 9 号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 17 年伊予市訓令第 79 号）に基づく指名停止又は指名回避期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）。
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (7) 平成 29・30 年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿において、登録事業者であること。
- (8) 過去（平成 17 年度以後）に伊予市において市勢要覧の作成業務の実績があること。
- (9) 平成 25 年度以後に愛媛県内の他の市町において市（町）勢要覧の作成業務の実績があること。

4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

- (1) 公募の開始
平成30年 7 月 24 日（火）
※市ホームページにて提出書類等のダウンロード可
※書類等の直接配付は総務部総務課にて同日より開始する。（土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）
- (2) 参加申込み
平成30年 8 月 3 日（金）午後 4 時まで
※直接持参又は郵送によりプロポーザル参加申込書等を提出すること。（郵送の場合は必着）

- (3) 質問の受付
平成30年7月31日（火）午後4時まで
※質問の回答は、ホームページに掲載するものとする。
- (4) 企画提案書等の提出
平成30年8月9日（木）から8月15日（水）までの午前9時から午後4時まで
※直接持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は必着）
- (5) プレゼンテーションの実施
平成30年8月28日（火）にプレゼンテーションの実施予定。プレゼンテーションの時間等の詳細は8月20日（月）までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った事業者に連絡するものとする。
- (6) 結果通知
平成30年9月上旬に郵便にて通知するものとする。
- (7) 契約締結
平成30年9月中旬までに契約を締結するものとする。

5 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。提出がない場合は、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

- (1) 受付期間
平成30年8月3日（金）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は、8月3日（金）の午後4時までに第4号の提出先に必着のこと。）
※書類の不備による再提出及び修正を含む。
- (2) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人の案内書又はこれに相当する書類（パンフレット可）
 - ウ 法人登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本に限る。）
 - エ 財務諸表（直近3年間の貸借対照表、損益計算書）
 - オ 第3項第9号に定める平成25年度以後に愛媛県内の他の市町において市（町）勢要覧の作成業務の実績があることを証する書類
- (3) 提出方法
上記提出書類について、直接持参又は郵送により総務部総務課へ提出すること。
- (4) 提出先
伊予市総務部総務課
〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
- (5) 参加資格の確認
参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合には、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問項目を明確にし、電子メールにより照会すること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

(1) 受付期間

平成30年7月31日（火）午後4時まで

(2) 送付先

伊予市総務部総務課

E-mail : soumu@city.iyo.lg.jp

(3) 回答

質問の回答は、市ホームページに掲載するものとする。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を直接持参又は郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提出期間

平成30年8月9日（木）から8月15日（水）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は、8月15日（水）の午後4時までに第3号の提出先に必着のこと。）

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 企画提出書 10部 様式第2号

イ 企画提案書 10部

注1）伊予市の将来像である「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」を将来像とした「第2次伊予市総合計画」を基本として、市の環境、市民生活、福祉、都市基盤、産業、観光、教育、歴史、文化等を市内外に広くアピールすることができるデザイン及び内容とすること。

※総合計画は、市ホームページに掲載

注2）企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン（表紙と巻頭4ページ分の紙面の見本）、各ページの展開案、デザイン案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。なお、本文はダミー文章でもよい。

注3）市勢要覧2014、観光パンフレット等を提供するので、希望する者は、あらかじめ申し出ること。この場合において、当該市勢要覧等の写真等を引用することができる。

注4）社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の企画提案参加者名を連想させる事項は記載しないこと。

ウ 見積書（内訳書添付のこと） 10部

エ 会社概要 10部

オ 業務実績 10部

カ 過去に受託作成した愛媛県下の市（町）勢要覧・・・1部

(3) 提出先

伊予市総務部総務課

8 選考方法

選考は、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内（機器操作者を含む。）とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後質疑応答（5分程度）を行うものとする。プレゼンテーションの実施は、平成30年8月28日（火）を予定しているが、時間等詳細は8月20日（月）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者電子メールで通知するものとする。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行うものとする。

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けるものとする。また、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(2) 選考結果

選考結果は、平成30年9月上旬にプレゼンテーションに参加した事業者郵便にて通知する。

(3) その他

プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、総務部総務課に事前に連絡すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

9 契約

(1) 契約予定事業者は、業務内容の詳細について、伊予市と協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結するものとする。

(2) 契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

10 その他

(1) プレゼンテーションの参加者が資料作成等に要した費用については、参加者の負担とする。

(2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとする。

(3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを取り消すことができるものとする。

(4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

また、企画提案書に記載された業務主担当予定者は、病休、死亡、退職等のやむを得ない

理由以外は、変更できない。

(5) 提出された企画提案書等の返却はしない。

また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。

(6) 提出された企画提案書は、伊予市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示するものとする。